2026年11月20日

各　位

会社名　株式会社ワールド
代表者名　代表取締役　社長執行役員　鈴木　信輝
（コード：3612　東証プライム）
問合せ先　取締役　副社長執行役員　中林　恵一
（TEL．03-6887-1300）

会社名　株式会社TSIホールディングス
代表者名　代表取締役社長　CEO　下地　毅
（コード：3608　東証プライム）
問合せ先　取締役　CFO　内藤　満
（TEL．03-5785-6400）

共同持株会社における株式報酬制度の導入及びワールドの譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

株式会社ワールド（以下「ワールド」といいます。）及び株式会社TSIホールディングス（以下「TSIHD」といいます。ワールドとTSIHDを総称して以下「両社」といいます。）は、2026年10月14日付けの「株式会社ワールドと株式会社TSI ホールディングスとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、両社の2026年12月24日開催予定の臨時株主総会（以下ワールドの臨時株主総会を「本株主総会（ワールド）」、TSIHDの臨時株主総会を「本株主総会（TSIHD）」といい、総称して「本株主総会」といいます。）における承認を前提とし、2027年３月１日を効力発生日として、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により両社の完全親会社となる株式会社インフィニティ・ユナイテッド（以下「共同持株会社」といいます。）を設立することに合意し、株式移転計画を共同で作成いたしました。両社は、株式移転計画の承認議案を本株主総会に上程することを両社の2026年10月14日の取締役会で決議いたしましたが、本日付の取締役会決議によって、共同持株会社の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「PSU制度（共同持株会社）」といいます。）及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度（共同持株会社）」といいます。）（以下、PSU制度（共同持株会社）とRS制度（共同持株会社）を総称して「本制度」といいます。）の導入にあたり株式移転計画の一部を変更し、変更後の株式移転計画の承認議案を本株

主総会に上程することを決議いたしました。

また、ワールドは、2018年６月15日開催の第60回定時株主総会において、ワールドの取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役（ワールド）」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「RS制度（ワールド）」といいます。）を導入し、2026年５月28日開催の第68回定時株主総会において、RS制度（ワールド）の改定について承認を受けておりますが、本日付の取締役会決議によって、共同持株会社の設立に伴い、ワールドの役員報酬制度の見直しを行い、RS制度（ワールド）の改定を決議し、当該改定に関する議案を本株主総会（ワールド）に付議することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

１．共同持株会社における株式報酬制度の導入

（１）本制度の導入目的

本制度は、共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役（共同持株会社）」といいます。）に対して、共同持株会社の株式報酬を付与することにより、本株式移転後の共同持株会社並びにその子会社及び持分法適用関連会社（以下「共同持株会社グループ」といいます。）の企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、シナジー創出を含んだ業績目標の達成に対するコミットメントをより強固なものとすることで、株主の皆様との一層の価値共有（アラインメント）を図ることを目的とするものです。

（２）本制度の概要

①　本制度の導入条件

本制度は、対象取締役（共同持株会社）に対して、共同持株会社の普通株式の付与のための金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、対象取締役（共同持株会社）に対してこれらの報酬を支給するために必要な事項を定めた共同持株会社の定款附則第２条第２項及び第３項につき、本株主総会における株式移転計画に対するご承認を通じて、両社の株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

また、本制度の詳細な内容は、本株式移転の効力発生後に開催される共同持株会社の取締役会において、共同持株会社の定款附則第２条第２項及び第３項の定めに従い、改めて協議及び決定される予定です。

②　PSU制度（共同持株会社）

PSU制度（共同持株会社）は、業績の達成度合いに応じて、対象取締役（共同持株会社）に対して、対象期間終了後に共同持株会社の普通株式及び納税資金確保のための金銭を交付する制度です。共同持株会社の取締役会は、あらかじめ定める業績目標の達成度等に応じて対象取締役（共同持株会社）に交付する株式数を決定し、

対象取締役（共同持株会社）は、当該株式数に応じて金額が決定され支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、共同持株会社の普通株式の発行又は自己株式の処分を受けることとなります。対象期間は、2027年３月１日から2030年２月28日までの間で共同持株会社の取締役会が定めるものといたします。また、対象取締役（共同持株会社）に対して支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額は、年額1,010百万円以内とし、対象取締役（共同持株会社）が共同持株会社から割り当てを受ける普通株式の総数は175,000株以内（ただし、共同持株会社の普通株式の株式分割（共同持株会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整する。）といたします。各対象取締役（共同持株会社）に対する具体的な配分その他の事項については、共同持株会社の取締役会において決定するものといたします。

対象取締役（共同持株会社）に割り当てた株式（以下「本割当株式（共同持株会社PSU）」といいます。）については、対象取締役（共同持株会社）が共同持株会社グループの役職員の地位のうち共同持株会社の取締役会があらかじめ定める地位（以下「対象地位」といいます。）を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する共同持株会社の事業年度に係る有価証券報告書（割当てを受けた日が事業年度開始後６か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間、譲渡制限を課すとともに、対象取締役（共同持株会社）が任期満了、死亡その他の正当な理由によらず対象地位を退任又は退職した場合には、本割当株式（共同持株会社PSU）を無償で取得することといたします。なお、譲渡制限期間中に共同持株会社が消滅会社となる合併契約、共同持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、譲渡制限を解除することといたします。

③　RS制度（共同持株会社）

RS制度（共同持株会社）は、対象取締役（共同持株会社）に対して、職位に応じて譲渡制限付株式を交付し、所定の期間の役務提供を条件として譲渡制限を解除する制度です。対象取締役（共同持株会社）は、共同持株会社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、共同持株会社の普通株式の発行又は自己株式の処分を受けることとなります。対象取締役（共同持株会社）に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内とし、対象取締役（共同持株会社）が共同持株会社から割り当てを受ける普通株式の総数は50,000株以内（ただし、共同持株会社の普通株式の株式分割（共同持株会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整する。）といたします。対象取締役（共同持株会社）に割り当

てた株式（以下「本割当株式（共同持株会社RS）」といいます。）について、対象取締役（共同持株会社）が対象地位を退任若しくは退職した直後の時点を含む日又は当該割当てを受けた日が属する共同持株会社の事業年度に係る有価証券報告書（割当てを受けた日が事業年度開始後６か月以内の日である場合は当該事業年度に係る半期報告書）が提出される日のいずれか遅い日までの期間、譲渡制限を課すとともに、対象取締役（共同持株会社）が、本割当株式（共同持株会社RS）の割り当てを受けた日から１年間の役務提供期間が満了する前に、対象地位を退任又は退職した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他共同持株会社の取締役会が正当と認める場合を除き、本割当株式（共同持株会社RS）を無償で取得することといたします。また、対象取締役（共同持株会社）が、任期満了、死亡その他共同持株会社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に対象地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式（共同持株会社RS）の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整いたします。なお、譲渡制限期間中に共同持株会社が消滅会社となる合併契約、共同持株会社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める本割当株式（共同持株会社RS）について、譲渡制限を解除することといたします。

（３）その他

なお、共同持株会社の定款附則第２条第１項において、共同持株会社の取締役（監査等委員である者を除く。）に対する報酬等の総額（前記（２）の本制度に係る報酬等の額を含む。）を年額1,430百万円以内、共同持株会社の監査等委員である取締役に対する報酬等の総額を年額70百万円以内とし、本株主総会における株式移転計画に対するご承認を通じて、両社の株主の皆様のご承認を得る予定です。

２．ワールドの譲渡制限付株式報酬制度の改定

（１）改定の目的

ワールドは、2018年６月15日開催の第60回定時株主総会において、対象取締役（ワールド）を対象とした譲渡制限付株式の付与のための報酬額及び内容をご承認いただき、RS制度（ワールド）を導入し、2026年５月28日開催の第68回定時株主総会において、RS制度（ワールド）の改定についてご承認をいただいております。本株主総会（ワールド）において、「株式移転計画承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式移転の効力が発生した場合、ワールドは共同持株会社の完全子会社となります。今般の制度改定は、本株式移転に伴い、これまで対象取締役（ワールド）に対して付与した譲渡制限付株式に代えて割り当てられる共同持株会社の普通株式（以下「移転後株式」といいま

す。）について譲渡制限を引き続いて課すことにより、対象取締役（ワールド）にワールドを含む共同持株会社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、また、対象取締役（ワールド）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

（２）改定の概要及び条件

従来のRS制度（ワールド）は、RS制度（ワールド）により割当てを受けたワールドの普通株式（以下「本割当株式（ワールド）」といいます。）の譲渡制限期間中に、ワールドが消滅会社となる合併契約、ワールドが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項がワールドの株主総会（ただし、当該組織再編等に関してワールドの株主総会による承認を要さない場合においては、ワールドの取締役会）で承認された場合には、ワールドの取締役会の決議により、本割当株式（ワールド）の割当てを受けた日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式（ワールド）について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除するとともに、譲渡制限が解除されていない本割当株式（ワールド）を当然に無償で取得するものとして、ご承認いただいております。

この点について、今般の制度改定では、本株式移転に伴い無償取得の対象となる株式の範囲について、これまでに対象取締役（ワールド）に付与した譲渡制限付株式について、本割当株式（ワールド）の割当てを受けた日から本株式移転の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数を超える本割当株式（ワールド）を無償で取得する形に変更し、その上で、当該無償取得の対象とならない本割当株式（ワールド）については、本株式移転後にこれに代えて交付される移転後株式を譲渡制限付株式報酬として取り扱うことを前提に、本株式移転に伴う譲渡制限の解除を行わないこと及び移転後株式を譲渡制限付株式報酬として取り扱うために必要となる事項についてご承認をお願いするものです。

今般の制度改定は、本株主総会（ワールド）において株式移転計画の承認議案が原案どおり承認可決され、かつ、RS制度（ワールド）の改定に係る議案につき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、RS制度（ワールド）の改定に係る議案が承認可決された場合、これまでに対象取締役（ワールド）に付与した譲渡制限付株式に係る譲渡制限付株式割当契約にも今般の制度改定内容を反映させるべく、当該譲渡制限付株式割当契約に定める方式に従い所定の手続を行い、対象取締役（ワールド）及び共同持株会社との間で必要な合意を行う予定です。

３．その他

ワールドの2026年５月28日開催の第68回定時株主総会において導入された業績連動型譲渡制限付株式報酬制度については、本株式移転に伴い、2027年２月末日をもって、株式報酬規程の定めに従って清算する予定です。

また、TSIHDの2016年５月25日開催の第５期定時株主総会において導入が承認され、2021年５月28日開催の第10期定時株主総会において改めて承認された株式給付信託（BBT）制度については、本株式移転に伴い、2027年２月末日をもって、運用を終了する予定です。

以　　上